

議案第 21 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

平成 27 年 2 月 26 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例(昭和31年三田町条例第20号)の一部を次のように改正する。

題名中「給与及び旅費」を「給与等」に改める。

第1条中「教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、三田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の給与及び旅費について」を「三田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を」に改める。

第4条の次に次の2条を加える。

(勤務時間等)

第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の規定の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「三田市教育委員会」と読み替える。

(職務に専念する義務の特例)

第6条 教育長の職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和31年三田町条例第33号)の規定の例による。

2 前条後段の規定は、前項の規定について準用する。

(三田市議会委員会条例の一部改正)

第2条 三田市議会委員会条例(昭和35年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年三田市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部を次のように改める。

教育委員会	委員	月額 65,300円
-------	----	------------

(三田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第4条 三田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例（平成19年三田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第24条の2」を「第23条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の三田市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(三田市議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第2条の規定による改正後の三田市議会委員会条例第18条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の三田市議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。

(特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。